

○北本市中山道街並み景観形成要綱

平成12年6月12日

告示第83号

(目的)

第1条 この告示は、北本市の中心市街地を形成する中山道沿線の街並み景観の整備及び創出を図るため、建物等の修景や道路景観の整備に係わる基本的事項を定めることにより、関係住民と協働し、魅力ある街並みづくりに資することを目的とする。

(対象地区)

第2条 この告示は、北本市まちづくり条例(平成5年条例第28号)第5条の規定により指定する中山道まちづくり推進地区内における中山道沿線地区を対象とする。

(景観の基準)

第3条 街並み景観の基準は、中山道街並み景観整備計画(以下「景観整備計画」という。)によるものとする。

(市長の責務)

第4条 市長は、この告示の目的を達成するため、景観整備計画に従い街並み景観形成を図るため、先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係住民等の責務)

第5条 関係住民等は、景観整備計画を尊重し、中山道沿線の良好な街並みづくりに努めるとともに、市と協働し、街並みの維持及び保全を図らなくてはならない。

(建築行為等の届出)

第6条 対象地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を申し出て、協議をしなければならない。ただし、通常の管理的な行為及び非常災害のための必要な応急措置としての行為は、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築、修繕等
- (2) 中山道の歴史や面影が残る建築物、工作物等の撤去及び移設
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 竹木類の伐採、植栽等

(修景等の指導)

第7条 市長は、申出のあった前条に規定する建築行為等について、第3条の街並み景観の

基準に合致するよう指導を行うことができる。

(修景等の補助)

第8条 市長は、申出のあった第6条に規定する建築行為等のうち、第3条の街並み景観の基準に該当すると認められるものについては、その経費の一部を補助することができる。

(補助対象者の責務)

第9条 前条に規定する補助対象になる建築行為等を行う者は、この告示の趣旨を踏まえ、中山道沿線の景観形成に努めるとともに、当該物件の適正な管理を行わなければならない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。